平成２２年（フ）第８２４６号
大阪府吹田市垂水町３丁目17番601号
債務者　伊澤　　力
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２５１号
大阪府東大阪市横沼町３丁目２番８号　エホールⅢ101号
債務者　堀尾　豊明
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２８４号
大阪府茨木市寺田町19番29号
債務者　星場　弘行
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３１４号
大阪市旭区太子橋３丁目２番２―507号
債務者　北川可代子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３１６号
大阪府吹田市高野台１丁目５番Ｂ20―309号
債務者　野村　恵子（旧姓下村）
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３６６号
大阪府門真市千石西町１－８、住民票上の住所大阪府枚方市茄子作３丁目１番１号
債務者　平田　訓之
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３９２号
大阪市住之江区浜口西２丁目１番３―502号
債務者　宮﨑　貴教
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４５７号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目７番１号
債務者　奥村　勇也
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４６９号
大阪府箕面市箕面５丁目13番53―707号
債務者　乾　　功子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４８６号
大阪市中央区南久宝寺町１丁目５番10―1306号
債務者　栗原　祐也
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４９０号
大阪市都島区大東町３丁目３番１―1117号
債務者　神田　善輔
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７２５号
大阪市浪速区恵美須西３丁目１番４号　大隅アパート636号
債務者　奥村　義雄
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７５７号
大阪府吹田市南正雀１―19―11―102、住民票上の住所大阪府高槻市西冠３丁目８番８号
債務者　児島　喜彦
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８１８号
大阪府守口市大久保町３丁目32番24号
債務者　板倉　良子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８１９号
福岡市博多区下呉服町７番32―604号
債務者　板倉　真吾
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８２１号
大阪市鶴見区放出東３―26―11、住民票上の住所大阪市生野区桃谷３丁目10番７号
債務者　吉田　壽一
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８５０号
大阪市西成区津守３丁目５番16号　セブンハイツ201号室
債務者　岡本　　彩
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部